7. 全体会議・外部評価委員会

7.1 活動報告

第 1 回（令和 7 年度第 1 回）「活断層等内陸で発生する地震の評価手法の高度化に関する調査研究」全体会議 議事概要

日時　令和 7 年 9 月 16 日（火）　13 時 30 分～16 時 30 分
場所　京都大学東京オフィス中会議室 B 及び Zoom によるハイブリッド開催
議事　１．全体計画
　　２．各サブグループの調査観測計画とこれまでの調査結果について
　　３．その他

第 2 回（令和 7 年度第 2 回）「活断層等内陸で発生する地震の評価手法の高度化に関する調査研究」全体会議 議事概要

日時　令和 8 年 3 月 23 日（月）　13 時 00 分～16 時 00 分
場所　京都大学東京オフィス大会議室 B 及び Zoom によるハイブリッド開催
議事　１．令和 7 年度の成果及び令和 8 年度の計画について
　　２．その他

第 1 回（令和 7 年度）「活断層等内陸で発生する地震の評価手法の高度化に関する調査研究」外部評価委員会 議事概要

日時　令和 8 年 3 月 23 日（水）　16 時 10 分～16 時 55 分
場所　京都大学東京オフィス大会議室 B 及び Zoom によるハイブリッド開催
議事　１．外部評価委員会の役割、構成について及び委員長の選任
　　２．令和 7 年度「活断層等内陸で発生する地震の評価手法の高度化に関する調査研究」についての評価
　　３．その他

活断層等内陸で発生する地震の評価手法の高度化に関する調査研究
外部評価委員会規則

令和８年２月２５日制定

（趣旨）
第１条　この規則は、文部科学省科学技術基礎調査等委託事業「活断層等内陸で発生する地震の評価手法の高度化に関する調査研究」を適切かつ効果的に推進するため、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について定めるものとする。

（目的）
第２条　委員会は、外部有識者を評価委員（以下「委員」という。）として招聘し、本プロジェクトの進捗状況の把握・評価・改善提言・指導等を行うことを目的とする。

（任務）
第３条　前条に定める目的を達成するため、委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
（１）本プロジェクトに関わる研究計画や実施状況及び研究成果に関すること
（２）事後評価に関すること
（３）その他、研究推進に関わる事項に関すること

（構成）
第４条　委員会の委員は、次に掲げる者の中からそれぞれ１名以上を京都大学防災研究所長（以下「所長」という。）が委嘱する。
（１）地震学・測地学・変動地形学・強震動地震学・歴史学の各分野における有識者
（２）必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

（委員長）
第５条　委員会に委員長を置く。
２　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（任期）
第６条　委員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第７条　委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

（委員会の期限）
第８条　委員会の期限は本プロジェクトの終了までとする。

（補則）
第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附　則
１．この規則は、令和８年２月２５日から施行される。
２．この規則の施行によって委嘱された最初の委員の任期は、第６条第１項の規定にかかわらず、令和８年３月３１日までとする。

7.2 外部評価委員会構成員

1. 外部評価委員（令和 7 年度）

国立大学法人鳥取大学 工学部	香川　敬生（委員長）
同志社大学 理工学部 環境システム学科	堤　　浩之（委員長代理）
国立研究開発法人産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門	今西　和俊
国立大学法人新潟大学 人文社会科学系	片桐　昭彦
国立大学法人神戸大学 都市安全研究センター	廣瀬　仁

2. オブザーバー

（委託元）	文部科学省研究開発局地震火山防災研究課
（委託・再委託機関）	研究代表者、各サブテーマ責任者